

案

平成25年3月 日

錦江町長 楠元 忠洋 殿

錦江町行政改革推進委員会
会長 萩野 誠

公共施設民営化ガイドライン（案）について（答申）

平成25年1月11日付け錦総第1926号で諮問のあった件について、次のとおり答申します。

記

地方分権の推進や少子・高齢化の進展、財政の著しい悪化など、行政を取巻く情勢が大きく変化している中において、職員の削減や事務事業の見直しを行うことが必要不可欠となっています。また、「官から民へ」の流れが急速に進み、「小さくて効率的な行政」の実現に向けて行政の効率化と簡素化の徹底が求められています。

このような社会背景を踏まえ、今後の行政サービスは、行政だけでなく住民や団体、企業といった社会の構成組織が役割を分担していくことにより、効率的で住民ニーズに適合したサービスが可能となるという考えのもと、民営化等の取組みが進められています。

錦江町においては、第2次行政改革大綱の実施事項で民間委託等の推進を掲げており、取組内容として「民営化等ガイドラインの策定」をすることとなっています。当委員会では、平成25年1月11日に錦江町長から「公共施設民営化ガイドライン（案）」の諮問を受け、内容を検討してまいりました。その結果、「公共施設民営化ガイドライン（案）」については、基本的に了承しますが、下記のとおり当委員会の付帯意見として提起しますので、今後十分に検討されることを要望します。

案

付帯意見

- 1 公共施設の民営化は、財政面のコストカットではなく、住民サービスの向上を念頭に検討すること。
- 2 民営化の方針として、住民や関係機関への説明し、合意を得る必要がある。
- 3 民営化する際の施設の譲渡方法等の条件については、民営化する施設の性格によって個々に検討していく必要がある。
- 4 公共施設の民営化の検討を始める段階で、行政改革推進委員会の意見を聞くような制度を導入してもらいたい。
- 5 「行政が運営していた時には幅を持たせていた利用条件等が、民営化されることによって厳格化され、利用に不便をきたすような事態が想定されるのではないか」という議論があったので、この点についても慎重に検討してもらいたい。

錦江町行政改革推進委員会

会 長	萩 野	誠
副会長	黒 岩	隆 利
委 員	厚ヶ瀬	博 文
委 員	小 倉	満
委 員	新久保	誠
委 員	徳 永	雅 春
委 員	浪 瀬	亮 佑
委 員	早 瀬	すみ子
委 員	麥生田	才 子
委 員	遊 喜	富 子